

環境影響評価書(補正案)について

項目	補正事項	補正内容	評価書の該当項	対応する国交大臣意見番号
第3章 事業の目的及び内容	環境保全への配慮事項の追加	都市計画決定権者の対応より、 <u>温室効果ガス等に係る環境保全への配慮事項</u> を追記	3-26	9 (各論)

第3章第3節 3.3 環境保全への配慮事項

赤字：追記箇所

3.3 環境保全への配慮事項

(中略)

- ・国道 22 号改良工事（盤下げ）に伴い一部の横断ボックスを廃止する計画としていますが、国道 22 号と交差する大江川沿いのウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））については、関係機関と協議の上、利用者に対する付近の横断歩道への誘導等を適切に行うことにより、利用の支障が生じないように努めます。
- ・事業実施にあたっては、省エネ性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討する等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組に努めます。
- ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和 3 年 10 月閣議決定）等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、「あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定版～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和 4 年 12 月、愛知県）及び「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030」（令和 2 年 3 月策定・令和 6 年 1 月改訂、一宮市）をはじめとする地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮します。
- ・事業実施段階における詳細な工事計画の検討にあたっては、本事業と類似する先事例等を参考に環境の保全について適正な配慮を行います。

項目	補正事項	補正内容	評価書の該当項	対応する国交大臣意見番号
第11章第1節1.1 大気質 (建設機械の稼働)	【評価の結果】 回避又は低減に係る評価 への追記	都市計画決定権者の対応より、 <u>建設機械の稼働に係る大気質・騒音の影響が十分に低減できないと判断された場合に、必要な環境保全措置を講じることを追記。</u>	11-1-27	4 (各論)
第11章第2節2.1 騒音 (建設機械の稼働)			11-2-18	

第11章第1節 1.1 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

(2) 評価の結果

赤字：追記箇所

① 回避又は低減に係る評価

(中略)

なお、事業実施段階において、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。また、環境保全への配慮事項の実施により、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が十分に低減できないと判断された場合には、必要な環境保全措置を講じることとします。

第11章第2節 2.1 建設機械の稼働に係る騒音

(1) 評価の結果

赤字：追記箇所

① 回避又は低減に係る評価

(中略)

なお、事業実施段階においては、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。また、環境保全への配慮事項及び環境保全措置の実施により、建設機械の稼働に係る騒音の影響が十分に低減できないと判断された場合には、必要な環境保全措置を講じることとします。

項目	補正事項	補正内容	評価書の該当項	対応する国交大臣意見番号
第11章第2節2.3 騒音(自動車の走行)	【評価の結果】 回避又は低減に係る評価への追記	都市計画決定権者の対応より、 <u>自動車の走行に係る騒音の影響が十分に低減できないと判断された場合に、必要な措置を講じることを追記。</u>	11-2-85	5 (各論)

第11章第2節 2.3 自動車の走行に係る騒音

赤字：追記箇所

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、概ね国道 22 号上に整備されるため、環境影響を国道 22 号沿道から極力広げない計画としています。

また、環境保全措置として表 11-2-46(1)～(2)に示す「遮音壁の設置」及び「排水性舗装の敷設」を実施します。

なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、自動車の走行に係る騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。**また、環境保全措置の実施により、自動車の走行に係る騒音に関する影響が十分に低減できないと判断された場合には、専門家等の技術的助言を踏まえ、必要な措置を講じることとします。**

これらのことから、自動車の走行に係る騒音に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

項目	補正事項	補正内容	評価書の該当項	対応する国交大臣意見番号
第11章第2節2.3 騒音(自動車の走行)	【環境保全措置の検討】 環境保全措置(遮音壁の設置)の実施内容の追記	都市計画決定権者の対応より、 <u>遮音壁の設置区間、種類、設計に関する方針と設置後の管理</u> について追記。	11-2-72 11-2-73	6 (各論)

第11章第2節 2.3 自動車の走行に係る騒音

赤字：追記箇所

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

(中略) 各予測地点における環境保全措置の内容を表 11-2-47 に、環境保全措置後の騒音レベルを表 11-2-48(1)～(2)に、環境保全措置後の騒音の分布状況を図 11-2-19(1)～(8)に示します。

なお、本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間に、必要な種類及び設計のものを設置します。また、その位置、高さ、材質等については、地域住民からの意見等も踏まえ検討し、日照障害等も考慮した上で決定します。加えて、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理します。

表 11-2-47 環境保全措置の内容

(中略)

4	一宮市 佐千原梅坪	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 22 号の歩車道境界に、地上から高さ 1m の遮音壁を設置します。 ・国道 22 号の中央分離帯に、地上から高さ 3m の遮音壁を設置します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 22 号に排水性舗装を敷設します。
---	--------------	--	---

注) 本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間に、必要な種類及び設計のものを設置します。また、その位置、高さ、材質等については、地域住民からの意見等も踏まえ

項目	補正事項	補正内容	評価書の該当項	対応する国交大臣意見番号
第11章第13節 廃棄物等	【環境保全措置の検討】 環境保全措置の実施内容の追記	都市計画決定権者の対応より、下記内容を追記。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建設発生土の利用・処分の流れを適切に把握する旨</u> ・<u>工事着手前にできる限り廃棄物の処理方法及び処理先を決定する旨</u> 	11-13-4 11-13-6	7・8 (各論)

第11章第13節 廃棄物等

3) 環境保全措置の検討

赤字：追記箇所

(1) 環境保全措置の検討の状況

(中略)

建設発生土については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)等の関係法令、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(平成15年10月、国土交通省)及び「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)に基づき、全国の公共工事等発注担当者が共通して利用できる「建設発生土情報交換システム」による工事間利用などの再利用に努めます。また、余剰分を処理・処分する場合は、処理方法等について適切に検討するとともに、**建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを適切に把握・管理**します。

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

(中略)

環境保全措置の実施内容等の検討結果は表11-13-6(1)～(2)に示すとおりです。また、環境保全措置の実施後に生じた余剰分は関係法令に基づいて適切に処理・処分します。**なお、工事着手前までに、工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類や及び発生量に応じた処理方法及び処分先を決定するよう努めます。**

項目	補正事項	補正内容	評価書の該当項	対応する国交大臣意見番号
第13章 総合評価	総合評価の追記	都市計画決定権者の対応より、下記を追記。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>環境保全措置の具体化</u> ・<u>地域住民等への丁寧な説明</u> ・<u>調査、予測及び評価の再実施</u> 	13-1	1・2・3 (総論)

第13章 環境影響評価の総合的な評価

赤字：追記箇所

(中略)

なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。

今後の詳細な設計等に伴い具体化する環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の技術的助言を踏まえて措置の内容を十分に検討することとします。また、環境保全措置の具体化においては、専門家等の技術的助言や検討に当たっての主要な論点、対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性の確保に努めることとします。

工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。

さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係法令に基づき、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。なお、事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施することとします。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表することとします。

(法令等に基づく補正事項)

章	項目	補正内容	補正理由	評価書の該当項
16	評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応の追加	法第26条第2項	P16-1他
17	準備書の記載事項の修正内容	評価書(補正前)から評価書への修正事項の追加	省令第35条	P17-2-1他

- ・今回の補正により、予測及び評価結果に修正は無い。